

神奈川県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

神奈川県屋外広告物条例施行規則（昭和24年神奈川県規則第87号）の一部を次のように改正する。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第5条関係）

広告物の種類等	基 準
電柱及び街灯柱を利用するもの	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 巻付け看板又は添架看板に限る。</li> <li>2 1柱につき、巻付け看板及び添架看板は、それぞれ1件以内とすること。</li> <li>3 信号機が設置されている電柱には、表示できない。</li> <li>4 巻付け看板の高さは、地上1.2メートル以上3メートル以下とすること。</li> <li>5 添架看板は、縦1.2メートル以下、横0.5メートル以下とし、電柱及び街灯柱からの出幅は、0.6メートル以下とすること。</li> <li>6 添架看板の設置場所が歩道の上空となる場合は、その下端は地上3メートル以上とすること。</li> <li>7 添架看板の設置場所が道路（歩道を除く。）の上空となる場合は、その下端は地上4.7メートル以上とすること。</li> </ol>
電車の外面を利用するもの	<p>次に掲げる基準のいずれかによるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1(1) 前面又は後面に表示するものは、縦0.6メートル以下、横1メートル以下で、それぞれ1件以内とすること。</li> <li>(2) 側面に表示するものは、1件縦0.6メートル以下、横3メートル以下とし、一の側面についての表示面積の合計は1.8平方メートル以下とすること。</li> <li>2(1) 一の外面に表示する広告物の面積の合計は、当該外面の面積の10分の1以下であること。</li> <li>(2) 車両の窓、ドア等のガラス部分、屋根及び底面には表示しないこと。</li> <li>(3) 発光し、蛍光素材を使用し、又は反射効果を有する広告物は表示しないこと。</li> <li>(4) 電光表示装置等の映像を映し出す装置は設置しないこと。</li> <li>(5) 色彩、意匠その他の表示の方法が走行する地域の景観に調和したものであること。</li> <li>(6) 知事が指定する区域を走行しないものであること。</li> </ol>

<p>路線バスの外面を利用するもの</p>	<p>次に掲げる基準のいずれかによるものとする。</p> <p>1 (1) 表示の位置は、前面以外とすること。</p> <p>(2) 側面に表示するものは、1件縦0.6メートル以下、横3メートル以下とし、一の側面についての表示面積の合計は1.8平方メートル以下とすること。</p> <p>(3) 後面に表示するものは、縦0.6メートル以下、横1メートル以下で1件以内とすること。</p> <p>2 (1) 表示の位置は、前面以外とすること。</p> <p>(2) 車両の窓の上端から上部には文字等を表示せず、広告物の地色1色とすること。</p> <p>(3) 車両の窓、ドア等のガラス部分には表示しないこと。</p> <p>(4) 発光し、蛍光素材を使用し、又は反射効果を有する広告物は表示しないこと。</p> <p>(5) 電光表示装置等の映像を映し出す装置は設置しないこと。</p> <p>(6) 色彩、意匠その他の表示の方法が走行する地域の景観に調和したものであること。</p> <p>(7) 知事が指定する区域を走行しないものであること。</p>
<p>電車、路線バス以外の自動車等の外面を利用するもの</p>	<p>1 表示の位置は、前面以外とすること。</p> <p>2 側面に表示するものは、1件縦0.6メートル以下、横3メートル以下とし、一の側面についての表示面積の合計は1.8平方メートル以下とすること。</p> <p>3 後面に表示するものは、縦0.6メートル以下、横1メートル以下で1件以内とすること。</p> <p>4 広告車に表示する場合は、1から3までの基準は適用しない。</p>
<p>広告塔及び広告板に類するもの</p>	<p>1 アーケードに設置する場合は、その下端は地上3メートル以上、その面積は0.5平方メートル以内とすること。</p> <p>2 道路を横断して設置する場合は、その下端は地上4.7メートル以上とすること。</p> <p>3 アドバルーンは、直径3メートル以下のものとし、掲揚する場合は、高度45メートル以下とし、常時2人以上の監視人を置くこと。雨、雪又は毎秒5メートル以上の風のときは、掲揚しないこと。これに設置する広告物は、長さ15メートル以下、幅1.5メートル以下とし、主綱に緊結すること。</p> <p>4 立看板及びのぼり旗は、地上3.6メートル以下、面積5平方メートル以内とすること。</p> <p>5 案内板は、地上2メートル以下とし、広告塔に類するものにあつては幅0.3メートル以下、広告板に類するものにあつては縦0.5メートル以下、横1メートル以下とする。ただし、同一場所に2以上のものを設置する場合は、総合案内板とし、一のものについて表示する面積は、縦（横）0.3メートル以下、横（縦）1.5メートル以下とすること。</p>

標識柱 (道路標 識を除く。 -)を 利用するもの	1 縦0.4メートル以下、横0.8メートル以下で蛍光塗料、発光塗料及び反射塗料を使用していないものとし、一の標識柱につき1件とすること。
---------------------------------------	--

附 則

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前にされた申請その他の手続又は行為でこの規則の施行の際まだその処理がされていないものについては、なお従前の例による。